

電子契約の原則化について

防衛省では、地方防衛局等が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）に係る契約において、令和元年8月から電子契約システムを利用した電子契約の試行を開始し、順次対象を拡大してきたところです。

今般、更に手続きのオンライン化を推進するため、以下のとおり電子契約の対象を拡大しますのでお知らせします。

電子契約の対象案件

令和3年10月 1日より

原則として、地方防衛局等が発注する基準額以上の建設工事等

令和4年 4月 1日より

原則として、地方防衛局等が発注する全ての建設工事等

電子契約のメリット

(1) 押印不要

契約書をはじめ多数の契約関係書類や工事関係書類には押印が必要でしたがそれが全て不要となります。

(2) 印紙税不要

契約金額が高額になればなるほど高額な印紙税が必要でしたが不要となります。

(3) 持参又は郵送等不要

契約書等をご持参又は郵送等により提出頂いておりましたが、システム上で書類のやりとりを行いますので時間や経費の削減につながります。

(4) 保管コストの削減

契約書をはじめ膨大な量となる設計図書等をシステムサーバー内に保管することが可能となりますので、保管に係るコストの削減につながります。

電子契約の準備

電子契約は国土交通省が運用する電子契約システム(GECS)を利用します。

電子契約システム(GECS)の利用にあたり、ご準備頂く主な内容は以下のとおりです。

(1) 認証局発行のICカード及びICカードリーダー

電子入札システムでご使用いただいているものをそのままご利用頂けます。

(2) 端末の準備

推奨端末 (Windows8.1以上) をご準備ください。

(3) 初期設定

設定に関するマニュアルを以下のURLからご参照ください。

URL:<https://www.gecs.mlit.go.jp/>

お問い合わせ

(1) 電子契約の原則化についてのご質問

防衛省 整備計画局 施設計画課 契約制度企画室 調整係

電話：03-3268-3111 (内) 36420

(2) 地方防衛局発注の建設工事等に関する電子契約についてのご質問

建設工事等を公告している地方防衛局 契約課、地方防衛支局 総務課